

4 汚水処理施設の整備方針

本市においては、公共下水道整備完了を目指し、水環境保全の必要性に対する住民意識を高めるとともに、公共下水道整備済地区においては早期の下水道接続を促進します。

本市ではこれまでも下水道整備を進めてきました。公共下水道事業計画区域内の整備については今後10年程度で概成となる見込みです。

なお、今回の構想見直しにあたっては、今後の人口の動向や整備完了までの時間軸を考慮し、さらに本市における財政規模等を勘案し以下の整備方針とします。

- ① 公共下水道事業計画区域内においては、費用対効果を考慮し、居住人口がない工業系用途地域の一部を事業計画区域から削減します。
- ② 公共下水道区域内の市街化調整区域については、現在行っている合併処理浄化槽補助金交付事業での個別処理を進めており、設置後直ちに環境改善が図られることから、合併処理浄化槽設置整備区域に変更します。ただし、既に公共下水道に接続している箇所については除きます。
- ③ 漁業集落排水事業は、整備済みの野島を既計画のまま据え置きます。また、向島（向島、小田地区）については、公共下水道へ接続させて防府浄化センターにおいて処理する構想でしたが、他の市街化調整区域と同様に合併処理浄化槽補助金交付事業での個別処理が進んでいる状況であることから、合併処理浄化槽設置整備区域に変更します。
- ④ 上記以外の地域については、個人設置型の合併処理浄化槽設置整備区域として位置づけ、補助金制度を用いて汚水処理の普及促進を図ります。

以上、集合・個別処理区分及びその各種整備手法の方針をもとに「防府市汚水処理施設整備構想見直し（案）」を次頁以降に示します。

今回の見直しは、速やかに汚水処理施設の整備を行うことができるように地域の実情及び財政規模を考慮し、現時点における集合処理か個別処理かの判断をしたものであり、今後の人口の動向や開発等の状況変化に対応して、概ね5年後に改めて評価を行い、汚水処理施設整備構想を再度見直すこととします。